

消防危第 30 号
平成 2 年 4 月 6 日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行について(通達)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成 2 年政令第 101 号)が本日公布され、一部の事項については公布の日から、その他の事項については平成 2 年 5 月 23 日から施行されることとなった。

今回の改正は、給油取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量に関する事項及び危険物保安技術協会への審査委託に関する事項を内容とするものであるが、貴職におかれては左記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないようお願いする。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 給油取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量に関する事項

消防法の一部改正に伴い灯油の指定数量が 2 倍に引き上げられることにかんがみ、給油取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量が 2,000 リットル以下から 4,000 リットル以下(容量 2,000 リットルを超えるタンクにあつては、その内部を 2,000 リットル以下ごとに仕切った場合に限る。)に緩和されたこと。(第 3 条及び第 17 条)

なお、2,000 リットル以下ごとの仕切りについて、その構造要件は、政令上定められていないが、危険物の規制に関する政令(以下「令」という。)第 15 条第 1 項第 3 号に規定するものとするのが適当であること。

おつて、類似の取扱い形態である令第 19 条第 2 項第 5 号の一般取扱所に関し、危険物の規制に関する規則の規定について同様の改正を行う予定であること。

2 危険物保安技術協会への審査委託に関する事項

行政事務の合理化を図るため、屋外タンク貯蔵所に係る保安調査につき危険物保安技術協会に委託することができる審査事項に、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項が追加されたこと。(第 8 条の 4)

したがって今後、市町村長等が屋外タンク貯蔵所に係る保安検査につき危険物保安技術協会に審査委託を行う場合には、溶接部に関する事項と併せて底部の板の

厚さに関する事項も委託されたいこと。

3 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、給油取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量に関する事項については、平成2年5月23日から施行するものとされたこと。